

◎文化交流の促進のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定

(略称) 中國との文化交流協定

昭和五十四年十二月六日 北京で署名  
昭和五十四年十二月六日 効力発生  
昭和五十四年十二月十九日 告示

(外務省告示第三一九号)

目次	ページ
前文	一五六
第一条 政府間の文化協力の形態	一六九
第二条 隨時協議及び混合委員会の設置	一七一
第三条 各種団体及び個人の間の文化交流促進	一七二
第四条 国内法の範囲内での実施	一七三
第五条 効力発生及び有効期間	一七三
末文	一七三
中國との文化交流協定	二六七

# 日本国政府和中华人民共和国政府

## 文化交流の促進のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定 为促进文化交流的协定

### 前文

日本国政府及び中華人民共和国政府は、  
一千九百七十八年八月十二日在北京で署名された日本国と中華  
人民共和国との間の平和友好条約第三条の規定に基づき、  
両国の間の文化の面における歴史的関係を想起し、  
両国の間の文化、教育、学術及びスポーツの交流を発展せ  
るなどが両国民の間の相互理解及び友好の一層の増進に役立つ  
と確信して、  
次のとおり協定した。

日本国政府和中华人民共和国政府，根据  
一九七八年八月十二日在北京签订的日本国和  
中华人民共和国和平友好条约第三条的规定，  
注意到两国间文化方面的历史关系，确认发展  
两国间文化、教育、学术和体育的交流，有助于  
进一步增进两国人民之间的相互了解和友谊，  
达成协议如下：

### 第一条

### 第一 条

- 1 両国政府は、次に掲げる形態により、それぞれ本国の実施  
中国との文化交流協定
- 一、両国政府各自根据本国的实施体制，

体制に従じ、できる限り協力する。

(1) 学者、教員、学生、芸術家、スポーツマンその他文化的、教育的又は学術的活動に従事する者の交流

(2) 大学その他の教育又は研究の機関における修学及び研究に従事する他方の国の国民に対する奨学金その他の便宜の供与

士的交流；

(二) 对在大学和其他教育机构以及研究机构从事学习和研究工作的另一方国家公民，提供奖学金和其他方便；

(3) 学者又は研究員による共同の学術研究又は学術調査の実施

(三) 组织学者和研究人员共同进行学术研究和学术调查；

(4) 講演、演劇、演奏会、映画会、美術展覧会その他の文化的行事の実施

(四) 举办报告会、戏剧演出、音乐会、电影会、美术展览会和其他文化活动；

(5) 書籍、定期刊行物その他の出版物及び学術研究資料の交換

术研究资料；

以下列方式尽可能进行合作：

(一) 进行学者、教师、学生、艺术家、运

(6) フィルム、音盤、テープその他の規範覚用資材の交換

料。

2 両国政府は、また、将来両国政府間で合意せんとする事項の形態によつても協力する。

二、両国政府还将以两国政府間将来可能达成协议的其他方式，进行合作。

### 第一条

1 両国政府は、両国の間の文化、教育、学術及びスポーツの交流に関する諸問題に關し、外交上の経路を通じて隨時協議するものとし、また、この協定の実施状況に關し、必要が生じたときは、代表を派遣し、日本國又は中華人民共和国にて意見交換を行うことができる。

### 第二条

一、両国政府通过外交途径，就兩國間文化、教育、学术和体育交流的各项工作問題，随时进行协商；必要时，可派出代表，在日本國或中华人民共和国，就本协定的实施情况交换意見。

二、両国政府为实施本协定，也可设立混

合交换胶片、唱片、磁带和其他视听材料

を設置することができる。

合委员会。

### 第三条

各種団体及び個人の間の文化交流を促進  
し、交際の個人促進のための文書を交換する。

两国政府は、两国の各種団体及び個人の間の文化交流を促進  
し、及び容易にする。

两国政府は、两国の各種団体及び個人の間の文化交流を促進  
し、及び容易にする。

### 第四条

この協定は、それぞれの國の関係法令の範囲内で実施される。

### 第四条

国内法の範囲内での実施

本協定は、在兩國各自的有关法令規章的範  
圍内予以实施。

### 第五条

### 第五条

1 この協定は、署名の日より効力を生ずる。

2 この協定は、11年間効力を有するものとし、その後は、<sup>3</sup>の規定に定めるところにより終了するまで効力を存続する。

根据本条第三款的规定宣布終止以前，将继续有效。

3 さわれの一方の政府も、川箇田前に他方の政府に対して文書による予告を与えることにより、最初の11年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了せんことを了解す。

三、任何一方政府在最初两年期间或在其后的任何时候，可以在三个月以前，以书面预先通知另一方政府，终止本协定。

以上の証拠として、下名は、各自の政府からの出席と委任を取けてこの協定に署名した。

下列代表，经各自政府正式授权，已在本协定上签字为证。

千九百七十九年十一月六日于北京  
立此文本于北京

本协定于一九七九年十二月六日在北京签

本語及び中国語により本書二通を作成した。

订、一式兩份、每份都用日文和中文写成，兩  
种文本具有同等效力。

日本国政府のために

大来佐武郎

中華人民共和国政府のために

黃鎮

日本国政府代表

中华人民共和国政府代表

大来佐武郎

黃 鎮

(参考)

この協定は、昭和五十三年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約（昭和五十三年二国間条約集及び条約集第二八八三号参照）第三条の規定に基づき、両国間の文化、教育、学術及びスポーツの分野における交流を促進するための協力について定めたものである。